

千葉県青少年インターネット適正利用啓発講演・講師派遣要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青少年のインターネット上のトラブルを防止するため、インターネットの適正利用をテーマとした研修会等を開催する機関及び団体等への講師派遣について必要な事項を定める。

(派遣の対象)

第2条 講師を派遣する対象は、学校、教育委員会、青少年育成団体等が主催する、青少年やその保護者、教職員等を対象とした研修会等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 県民のインターネット適正利用の普及啓発等、県で実施する青少年ネット被害防止対策事業の目的に沿ったもの。
- (2) 千葉県内で開催されるもの。
- (3) 主として千葉県内に居住する者又は千葉県内に通勤する者を対象として開催されるもの。
- (4) 参加者が概ね20人以上のもの。
- (5) 講師の講演日時は、原則として、平日の午前10時から午後5時までとし、講演時間が120分以内のもの。
＊これ以外の時間帯及び平日以外の講演も受け付けています。希望される場合は別途御相談ください。
- (6) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの。

(担当課)

第3条 この要領に規定する講演・講師派遣の事務手続き及び調整は、千葉県環境生活部県民生活・文化課（以下「担当課」という。）が所管する。

(派遣の依頼方法)

- 第4条** 講師の派遣を受けようとする主催者は、原則として研修会等を実施する1か月前までに担当課へ電話連絡し、日程等を調整するものとする。
- 2 主催者は、前項の調整後、講演予定日の2週間前までに、「講師派遣依頼書（様式第1号）」を担当課長宛てに提出するものとする。
 - 3 担当課長は、前項の依頼があったときは、その依頼内容に基づき、職員を派遣するものとする。

(実施報告)

第5条 講師の派遣を受けた主催者は、該当派遣を受けた研修会等を実施した日から10日以内に、当該研修会等の実施結果を、実施報告書（様式第2号）により担当課長に報告するものとする。

(派遣に係る費用)

第6条 講師派遣に要する費用は、無料とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。